

## 統合型リゾート（IR）構想の検討について

## 《1 目的・IR施設の定義について》

議論のポイント	特定複合観光施設区域整備法案 (国際観光産業振興議員連盟会長私案)	備考
<p>●目的について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市間競争が激しくなる中、世界中から観光やコンベンションを目的とする人々を呼び込み、大きな経済波及効果や雇用の創出のみならず、情報創造発信機能の強化を図るなど、わが国の活性化と地域経済の振興に資すること。</li> </ul>	<p>■目的（第1条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際競争力のある滞在型国内観光の振興により内外の観光客数を増大し、地域経済の振興を図る。</li> <li>特定複合観光施設（IR施設）の収益をもって地域経済の振興と少子高齢化に直面した国の財政に資する。</li> </ul> <p>※IRの収益と少子高齢化財源の関係（別紙参照）</p>	
<p>●IR施設の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンベンション施設、ホテル、グルメ・ショッピングモール、劇場などにカジノを含んだ複合観光施設</li> <li>特に、コンベンション機能の位置づけ</li> </ul>	<p>■特定複合観光施設の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会議施設、宿泊施設、飲食施設、物販施設や多様な遊興施設あるいは公益的施設等を含み、その中核にカジノを行う施設を据えた複合的な機能を有する余暇・遊興施設（既存の観光資源と新たな施設との融合が同等の効果をもたらすものも可）</li> </ul>	
<p>●カジノ施設の面積について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IR施設展開の担保</li> </ul>	<p>（規定なし）</p>	

〈2 I R施設の区域指定から事業者選定までの手続きについて〉

議論のポイント	特定複合観光施設区域整備法案 (国際観光産業振興議員連盟会長私案)	備考
<p>●<u>区域指定を受ける地方公共団体のフレームについて</u></p> <p>・府県同士あるいは都道府県と市町村の関係</p>	<p>■定義(第2条)</p> <p>・特定地方公共団体・主務大臣より指定を受ける地方公共団体又はその一部事務組合</p>	
<p>●<u>I R施設の区域指定数について</u></p> <p>・地域バランスと地域活性化のインパクトの大きさを考慮して検討</p>	<p>■特定複合観光施設区域数(第4条)</p> <p>・最大10ヶ所に限定。当面の間、国際的、全国的視点から観光振興効果並びに経済振興効果を発揮できる可能性の高い地域を優先し、地理的な分散を考慮したうえで、その施行を2ヶ所に限定。</p>	
<p>●<u>地方公共団体からのI R施設の設置提案に関する国による審査・評価の判断基準について</u></p> <p>・経済波及効果の評価</p>	<p>■特定複合観光施設設置提案に関する主務大臣による審査・評価の判断基準(第6条)</p> <p>① 地域社会にもたらす観光振興効果・経済振興効果の評価                  ② 社会的に否定的な影響を縮小化する施策提案                  ③ 設置提案と地域における観光・産業・社会的諸施策との整合性                  ④ 設置提案の実現可能性</p>	
<p>●<u>I R事業者の選定について</u></p> <p>・競争原理の導入、公平性の確保                  ・事業者の高い社会的責任・倫理観と事業内容のクオリティの担保                  ・暴力団関係者の排除</p>	<p>■特定地方公共団体による特定事業者の選定(第8条)</p> <p>・特定地方公共団体は、競争性、公平性を保持した公募により特定事業者を選定</p> <p>■施行者(特定事業者)の適格要件(第11条)</p> <p>・法順守の内部体制具備、高い社会的責任、倫理観、社会的名声                  ・財政的資力・資金調達力、能力・経験</p> <p>■施行者(特定事業者)の欠格要件(第10条)</p> <p>・暴力団関係者が経営・運営に参画、業務に従事する株式会社                  ・暴力団員関係者と直接的・間接的に経済的利害関係を有する(有していた)株式会社</p>	

〈3 国と地方の責務と収益の分配について〉

議論のポイント	特定複合観光施設区域整備法案（国際観光産業振興議員連盟会長私案）	
	責 務	収益の分配
<p>●国と地方の責務と収益の分配について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方の責務とそれに見合う財源の確保</li> <li>・再投資促進と諸外国事例との比較の観点</li> </ul> <p>●国の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IRの魅力を最大限に引き出すための公共インフラの整備</li> <li>・再投資促進措置（税制優遇、減価償却特例、総合特区等）</li> <li>・カジノを健全かつ安全な娯楽として発展するような措置</li> <li>・法案に対する国民理解の促進</li> <li>・その財源の確保等</li> </ul> <p>●特定地方公共団体の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な周辺環境の維持や青少年対策</li> <li>・IR効果を地域全体に浸透させる措置</li> <li>・その財源の確保策</li> </ul>	<p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■特定複合観光施設区域の指定に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の策定、地方公共団体への計画案募集、提案の審査・評価、区域指定</li> </ul> </li> <li>■カジノ管理機構に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ施行の許可、監視、監督</li> </ul> </li> <li>■カジノ諮問委員会に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・その権限に属せられた事項の審議、調査審議</li> </ul> </li> <li>■国の責務（第61条） <ol style="list-style-type: none"> <li>① カジノ施設の開設・運営が、地域振興や国内外の観客増、観光産業振興に資するように必要な措置。</li> <li>② カジノ施設が国民の安全、環境衛生、教育、健康及び観光産業等に与える効果や影響を調査・評価し、国民に対し健全・安全な娯楽として発展するように適切・必要な措置。</li> <li>③ カジノの施行が健全性、安全性を担保しつつ、円滑に実施されるように運営に関わる規律を定め、その運営を監視し、不正や悪の介在を根絶するために必要な措置。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国への納付金（第57条～58条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行者（事業者）から、ゲーミング粗利益の〇%相当額を国民年金国庫負担金の一部として徴収</li> <li>・施行者（事業者）から、ゲーミング粗利益の〇%相当額を賭博依存症等対応基金の財源として徴収</li> </ul> </li> <li>■カジノ施行許可に関する費用（第9条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・審査費用は、申請者（事業者）が負担</li> </ul> </li> <li>■カジノ管理機構に関する費用（第14条～31条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ管理機構の創設、維持、運営、活動に関する経費は、複数の施行者が共同して施行収益から全額補てん</li> <li>・民間主体等の審査、許可、認証等に伴う経費は、各申請主体から徴収することが可能</li> </ul> </li> </ul>
	<p>特定地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■特定複合観光施設区域の計画案提案に際し考慮すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>① カジノの設置に伴う社会的、経済的影響度評価の実施</li> <li>② 公聴会の開催（利害関係人の意見聴取）</li> <li>③ カジノの設置に対し議会の同意議決の取得</li> <li>④ カジノの施行に伴う社会的に否定的な側面を縮小化するための具体的施策の提案</li> <li>⑤ カジノの施行を健全かつ安全に実施するための具体的施策の提案</li> </ol> </li> <li>■特定地方公共団体による特定事業者の選定</li> <li>■特定地方公共団体の責務（第62条） <ol style="list-style-type: none"> <li>① 良質な周辺環境の保持、健全な環境衛生の維持。周辺地域の交通の安全・円滑化を図る配慮</li> <li>② 地域観光の振興、地域経済の発展、公共の福祉の向上に必要な措置</li> <li>③ 地域環境管理委員会の設置（警察・教育・保健衛生・金融の当局等で構成）</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特定地方公共団体が収受しうる納付金（第59条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地方公共団体は、国への納付金控除後の金額を対象として、特定事業者との契約において納付金を取り決め</li> </ul> </li> <li>■入場料（第60条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地方公共団体は、地域住民の過度の関与を抑止するため、条例により、別途カジノ入場料の徴収が可能。その一定率は、地域社会における否定的側面を縮小するための施策に支出</li> </ul> </li> </ul>

《4 セーフティーネット対策について①》

議論のポイント	特定複合観光施設区域整備法案 (国際観光産業振興議員連盟会長私案)	備考
<p><b>●カジノ施設の許可・運営等について</b></p> <p>○許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可年限(事業採算性との関係)</li> <li>・IR施設内のカジノ数</li> <li>・取消基準(法令順守違反等)</li> </ul> <p>○設置要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年、住環境等に配慮した距離制限</li> </ul> <p>○IR事業者への義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正・犯罪防止対策</li> <li>・未成年者、暴力団関係者等の立入禁止対策</li> <li>・ギャンブル依存症対策</li> <li>・地域環境対策</li> </ul>	<p><b>■カジノ施行に関する許可(第9条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可は5年間有効とし、再申請により更新可能。</li> <li>・許可は、IR施設における1か所のみ有効、分割運用は不可。</li> </ul> <p><b>■カジノ施行許可の取消事由(第11条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格要件に該当(暴力団関係者が経営・運営等に関与)</li> <li>・法令遵守違反、施行の安全性・健全性を損なう深刻な違法行為や度重なる違反行為が判明</li> </ul> <p><b>■カジノ施設の設置要件(第13条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定複合観光施設区域の中に設置され、かつ教育、住宅、医療福祉、宗教施設から政令で定める一定距離が確保され、地域社会の環境保全に配慮した地点に設置</li> </ul> <p><b>■運営等に関する施行者の遵守事項(第47条～51条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ施設における最先端技術を用いた警備・監視義務</li> <li>・全てのゲーム進行、金銭取引等をビデオカメラで記録・保管</li> <li>・監視モニター設備を設置し、専門監視員を配置して24時間、施設状況と運営行為を監視</li> <li>・カジノ管理機構用のビデオ監視システムを設置・維持</li> <li>・最先端技術を用いて不正監視や偽造防止を実施</li> </ul> <p><b>■ゲーミング区域への立入・ゲーミング参加の禁止者(第53条～55条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者、破産宣告者、暴力団員等のゲーミング区域への立入禁止</li> <li>・施行者は、任意の顧客に対して写真付身分証明書の提示を求め、提示拒否者への立入拒否が可能</li> </ul>	

《4 セーフティネット対策について②》

議論のポイント	特定複合観光施設区域整備法案 (国際観光産業振興議員連盟会長私案)	備考
	<p>■顧客保護規定（ギャンブル依存症対策）（第56条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーミング区域内での顧客に対する金銭等の貸付を禁止（登録済みの海外重要顧客、高額取引顧客への与信付与等は例外的に許諾）</li> <li>・ゲーミング区域内部、その直近の周辺へのATMの設置を禁止</li> <li>・国内における過度の広告を禁止</li> <li>・施行者は、ゲーミング区域内に、過度の賭博行為に伴う危険性に関する注意喚起を告示</li> <li>・施行者は、賭博依存症と想定される顧客に対する過度の賭博行為の勧奨を禁止</li> <li>・施行者は、賭博依存症と想定される顧客を特定化し、これに適切に対応するための従業員教育を定期的実施。カウンセリングや治療を無償で提供する体制を整備</li> <li>・施行者は、賭博依存症の症状にある顧客本人又はその家族の要請に基づき、顧客本人のゲーミング区域への立入りを禁止する予防措置（依存症患者自己排除プログラム）を講じる。</li> <li>・複数のカジノ施設間で情報共有し、連携・協力して同プログラムを効果的に実施</li> <li>・施行者は、賭博依存症を縮小化するための調査・研究等へ積極的な支援を実施</li> </ul> <p>■施行者の責務（第63条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会における積極的貢献、地域環境管理に関する必要な配慮</li> </ul>	
<p>●<u>カジノ管理のあり方（国の責務）とその財源について</u></p>	<p>■カジノ管理機構（第14条～31条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員には、守秘義務、政治活動の制限、営利企業の従事制限、退職後2年間の施行者と一定金額以上の取引のある企業への就職等を禁止</li> <li>・カジノ管理機構の創設、維持、運営、活動に関する経費は、複数の施行者が共同して施行収益から全額補てん。</li> <li>・民間主体等の審査、許可、認証等に伴う費用を各申請主体から徴収することが可能</li> </ul>	

《4 セーフティーネット対策について③》

議論のポイント	特定複合観光施設区域整備法案 (国際観光産業振興議員連盟会長私案)	備考
<p>●<u>地域間の立地促進と条例による追加規制の関係について</u></p>	<p>■<u>条例による追加規制 (第52条)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地方公共団体は、条例により、カジノ管理機構が定める基準を上回る厳格な規制・制限、来訪者と地域住民との差別的な規則適用が可能</li> </ul>	
<p>●<u>入場料について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場料の徴収とその使途</li> </ul>	<p>■<u>入場料 (第60条)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地方公共団体は、地域住民の過度の関与を抑止するため、条例により、別途カジノ入場料を徴収できる。</li> <li>・その一定率は、地域社会における否定的側面を縮小するための施策に支出</li> </ul>	

《5 その他》

議論のポイント	特定複合観光施設区域整備法案 (国際観光産業振興議員連盟会長私案)	備考
<p>●<u>施行者がカジノ施行許可を取り消された場合の第三者への資産継承について</u></p> <p>・国の関与、現実的な継承の担保</p>	<p>■施行者の許可が取り消された場合の特定地方公共団体の救済(第12条)</p> <p>・施行者の許可が取り消され、施行者と特定地方公共団体の契約が解除される場合には、特定地方公共団体は主務大臣の許可を得て、施行者の資産を第三者に継承させることを前提に、新たな施行者を選定する手順を踏むことができる。</p>	